

令和4年3月17日
高齡施策担当部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者の指定更新について

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の12の規定により、指定地域密着型サービス事業者の指定更新について、下記のとおりとする。

記

1 区内指定地域密着型サービス事業者等

過去の実地指導において、指定更新の妨げとなるような重大な指摘はなかった。
地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	更新年月日	利用定員
ふぁみりいデイサービス 東京都練馬区旭町一丁目15番7号 1F	株式会社マルエイ	令和4年4月1日	10名
デイサービス金のまり 東京都練馬区石神井台八丁目8番8号	株式会社ドリームタイム	令和4年4月1日	18名
かっぱのいえ南大泉 東京都練馬区南大泉一丁目26番16号	株式会社ライフブルーム	令和4年4月1日	10名
デイサービス 元気茶屋 大泉 東京都練馬区東大泉一丁目27番25号 シャローム大泉301号	株式会社ワイズドリーム	令和4年4月1日	10名
おちゃっこ大泉 東京都練馬区大泉学園町二丁目7番12号 ハイム大泉1階	株式会社陽光	令和4年4月1日	10名
医療法人財団秀行会 桜台介護予防デイサービスセンター 東京都練馬区桜台二丁目1番7号	医療法人財団秀行会	令和4年5月1日	18名
リハビリデイサービス nagomi 井荻店 東京都練馬区南田中四丁目1番18号	株式会社nCS	令和4年6月1日	18名
デイサービス パンジー 東京都練馬区貫井四丁目47番49号	株式会社アライヴ	令和4年6月1日	10名

ケア・トラスト デイサービス一期の家 小竹町 東京都練馬区小竹町二丁目13番8号	ケア・トラスト株式会社	令和4年7月1日	10名
---------------------------------------------	-------------	----------	-----

2 区外指定地域密着型サービス事業者

事業所所在地の保険者が、過去の実地指導において指定更新の妨げとなるような重大な指摘がないことを確認している。

地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	更新年月日	練馬区民利用者数
sakura de 富士町 東京都西東京市富士町二丁目7番19号 メゾン富士1階	株式会社SAKURAパワー	令和4年6月1日	6名